

これから創業される方、創業後まもない方へ

創業関連保証



当協会では、これから創業する方や創業後5年を経過しない中小企業の方を対象とした信用保証制度「創業関連保証」をご用意し、資金調達のお手伝いをしています。

創業関連保証

保証限度額

3,500万円

信用保証料率の割引

所定保証料率から

0.20% 割引

(2024年3月31日まで)

●期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。

ともに、その先へ。



新潟県信用保証協会
NIIGATA GUARANTEE

詳しくは裏面を
ご覧ください。

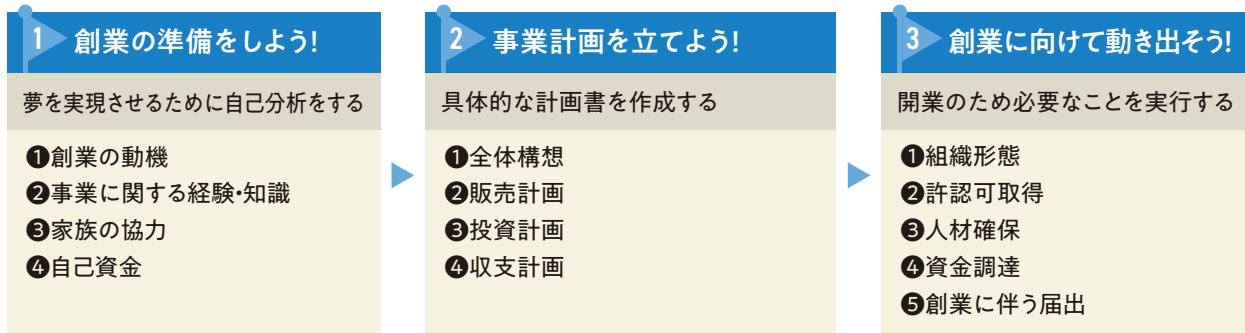
創業関連保証の概要

対象となる方	①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの方 ③分社化により新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画をお持ちの会社 ④創業後5年未満の個人事業主の方 ⑤事業を営んでいなかった個人が設立し、設立後5年未満の会社 ⑥分社化により設立し、設立後5年未満の会社 ⑦法人成り企業で、個人創業時から5年未満の会社
保証限度額	3,500万円(スタートアップ創出促進保証及び再挑戦支援保証と合算)
資金使途	運転資金及び設備資金(新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象になりません。)
保証期間	10年以内(据置1年以内)(※)
返済方法	原則として、均等分割返済(※)
貸付利率	金融機関の所定利率(※)
信用保証料率	年0.60%(0.20%割引後) ○割引期間:2023年4月1日~2024年3月31日まで ○期間内において、経済情勢等に大きな変動があった場合は割引の見直しを行うことがあります。
担保	不要です
保証人	必要となる場合があります

※ 地方公共団体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによります。

● 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

創業のSTEP



お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部

保証第一課

☎ 025-210-5151

保証第二課

☎ 025-210-5152

保証第三課

☎ 025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課

☎ 0258-35-5714

県央支店

保証課

☎ 0256-33-6661

上越支店

☎ 025-523-7225

佐渡支店

☎ 0259-57-2011

